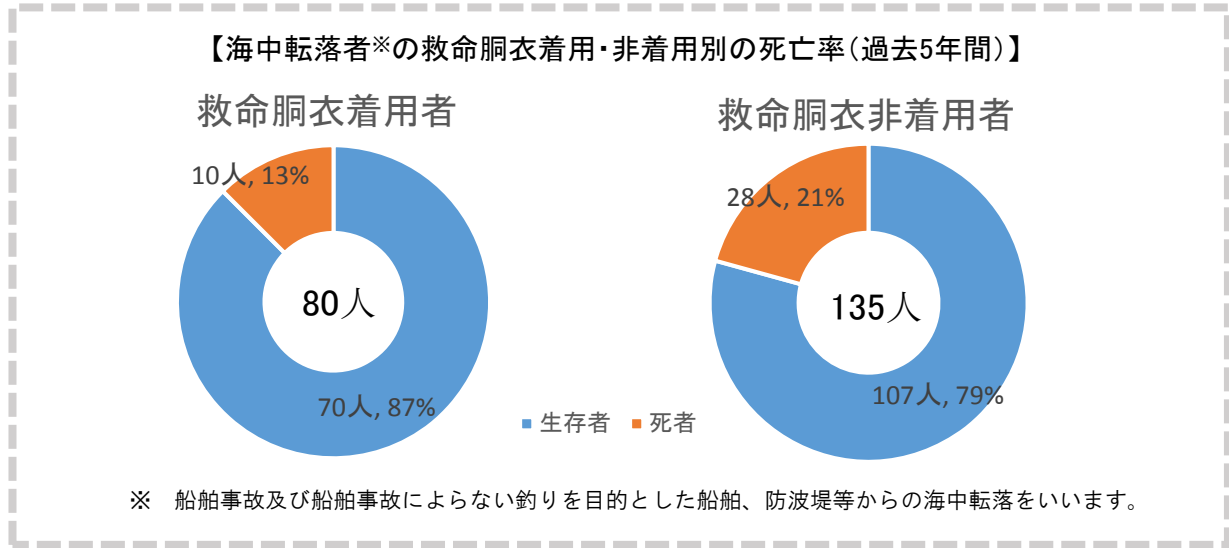


救命胴衣の着用徹底について

救命胴衣着用の重要性

■ 海中転落時の死亡率

愛知県、三重県における海中転落事故では、救命胴衣着用者の死亡率が13%に対し、非着用者の死亡率は21%となっており、救命胴衣着用の有無による死亡率に大きな差があります。



■ 救命胴衣着用義務範囲の拡大化

平成30年2月1日からは、小型船舶の船室外の甲板上に乗船している者に対しても、原則、救命胴衣の着用義務が課せられるなど、救命胴衣着用に対する動きが広がっています。(詳細は裏面をご参照ください。)

海上等においては救命胴衣の常時着用を徹底しましょう！

救命胴衣着用が功を奏した事例

平成27年10月16日午前9時頃、ミニボートに一人で乗船し釣りをしていた男性が、横波を受け船が転覆したことにより、海に投げ出されました。

事故者は救命胴衣を着用しており、転覆したミニボートに掴まって漂流しながら防水パックに入った自身の携帯電話で118番通報し救助を要請しました。

海上保安部から出動要請を受けた水難救済会所属船により、海中転落から約40分後に無事救助されました。

救命胴衣の着用により、命が救われた事例が多々あります！

LINK



海の安全情報メール配信サービス →
(空メールを送信して登録して下さい)
海の安全情報メール
登録無料受付中



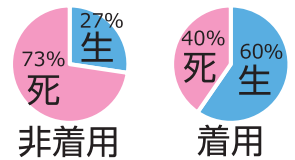
海の安全情報スマートフォン用サイト →
(こちらから登録して下さい)
海の安全情報
JAPAN COAST GUARD



ライフジャケットが命を守る

ライフジャケット着用者の海中転落時の生存率は2倍以上です！船長の指示がなくても積極的にライフジャケットを着用しましょう！

海中転落時の生存率



船長の義務です！

平成30年2月1日から、小型船舶の船長には、原則、すべての乗船者にライフジャケットを着用させる義務があります！着用させないと違反になります！



ライフジャケットの種類

国が安全性を確認した証である桜マークのあるライフジャケットを着用してください！軽く着けやすいものが開発されています！



適用除外等の対象例

適用除外等の対象とするためには様々な要件があります。詳しくはホームページを確認ください。

船室内にいる方



命綱を装着している方



防波堤内の係留船上にいる方



船外で泳ごうとする方



専用装備で海上スポーツをする方



船長が定めた安全場所にいる方



着用する必要がありません

できるだけ着用して下さい

違反すると処分あり！

違反した船長には違反点数2点が課され、再教育講習を受けなければなりません！5点以上で免許停止の対象となります！



※平成34年2月1日から違反点数の付与開始

